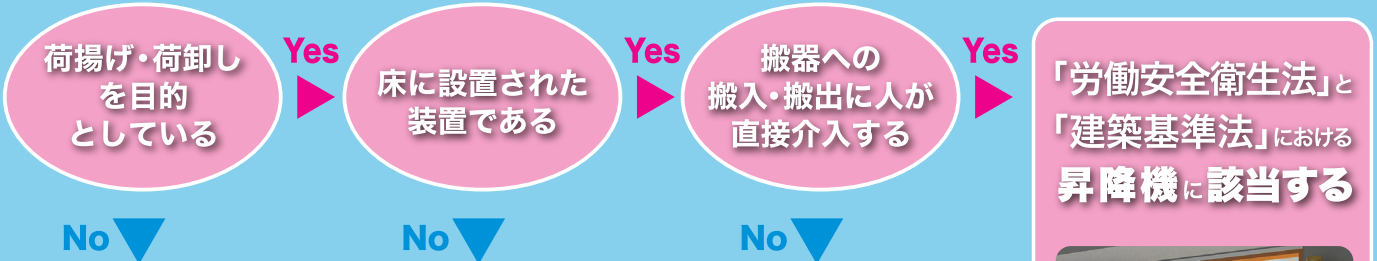


# 『昇降機』の考え方ガイド

近年、「建築基準法」に定められた確認・検査を怠り、設置された昇降機による事故が多発し、「労働安全衛生法」よりも厳正な「建築基準法」の規定で昇降機を区分する動きがあります。その結果、「労働安全衛生法」では簡易リフトに区分されていた『昇降機』が「建築基準法」では区分の定義を満たさない『違法リフト』となる場合があります。

## ▼▼▼『労働安全衛生法』と『建築基準法』における昇降機に該当するか否かの確認フロー▼▼▼



「労働安全衛生法」と「建築基準法」における昇降機に該当する

※正式には監督官庁にご確認ください。

## 「労働安全衛生法」と「建築基準法」における昇降機に該当しない

**例**  
**タンブルリフト等**  
 主な目的が反転・投入機能

**例**  
**荷揚げリフター**  
 高所作業車・フォークリフト等車輪付で移動が可能

**例**  
**垂直搬送機等**  
 搬器への搬入・搬出が自動

大有株式会社は「労働安全衛生法」、「建築基準法」における昇降機の対象とはならない製品および、「建築基準法」の基準を満たす昇降機のみを販売しております。

### ■参考：労働安全衛生法』と『建築基準法』の相違点

労働安全衛生法	建築基準法	労働安全衛生法におけるエレベーター	小荷物専用昇降機	簡易リフト								
工場などに設置されるエレベーター（一般公衆用に供されるものは除く）で、積載荷重0.25t以上のもの	人または荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）	高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超	高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超	高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超								
<table border="1"> <tr> <td>③ 簡易リフト</td> <td>④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td>① 簡易リフト</td> <td>② 簡易リフト</td> </tr> </table> ●エレベーター かこの面積1m <sup>2</sup> 超かつ高さ1.2m超 ●簡易リフト かこの面積1m <sup>2</sup> 以下又は高さ1.2m以下	③ 簡易リフト	④ エレベーター	① 簡易リフト	② 簡易リフト	<table border="1"> <tr> <td>③ エレベーター</td> <td>④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td>① 小荷物専用昇降機</td> <td>② エレベーター</td> </tr> </table> ●エレベーター かこの面積1m <sup>2</sup> 超又は高さ1.2m超 ●小荷物専用昇降機 かこの面積1.0m <sup>2</sup> 以下かつ高さ1.2m以下	③ エレベーター	④ エレベーター	① 小荷物専用昇降機	② エレベーター	●労働安全衛生法におけるエレベーター ●建築基準法におけるエレベーター	●小荷物専用昇降機	●簡易リフト
③ 簡易リフト	④ エレベーター											
① 簡易リフト	② 簡易リフト											
③ エレベーター	④ エレベーター											
① 小荷物専用昇降機	② エレベーター											
高さ ↑ 1.2m ↓ 低 小 ← 面積 → 大	高さ ↑ 1.2m ↓ 低 小 ← 面積 → 大	高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超 & 高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超 or 高さ 1.2m 以上 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 超	高さ 1.2m 以下 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 以下 & 高さ 1.2m 以下 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 以下	高さ 1.2m 以下 カゴ面積 1m <sup>2</sup> 以下 or 高さ 1.2m 以下								
※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。また、建築基準法において①は小荷物専用昇降機の規定が適用されます。 ※正式には監督官庁にご確認ください。												

